

ライオンズクラブ国際協会MD337

YCE不測事態によるキャンセル時の規程と
緊急時連絡方法



ライオンズクラブ国際協会MD337YCE

不測事態によるキャンセル時の規程

派遣、来日が決まった後に不測の事態（新型インフルエンザの拡散、自然災害、テロ、戦争）により中止となった場合の対応

※ 派遣出発後の不測の事態は「緊急時の連絡方法」を参照

【1】キャンセルになるまでの過程

1. 窓口MDを通じて現地の状況を把握し情報を集め、相手国窓口と窓口MDとの判断を基に日本ライオンズ YCE委員会で協議し、日本全体としての決定が出る。

注）窓口MDの判断は状況によって窓口MDのYC委員会だけでなくガバナー協議会も示す日本ライオンズの決定は文書にて複合事務局→地区キャビネット経由で関係者へ連絡する。MD337としても文書を発信する。

（派遣） 赤色は日本側

派遣生 ⇄ スポンサークラブ ⇄ 地区 ⇄ MD ⇄ 窓口MD ⇄ 相手国窓口MD ⇄
ホストクラブ ⇄ ホストファミリー

（来日） 赤色は日本側

来日生 ⇄ スポンサークラブ ⇄ 地区 ⇄ 相手国窓口 ⇄ 窓口MD ⇄ MD ⇄
ホストクラブ ⇄ ホストファミリー

不測時、緊急時も上記の経路で伝達がある。

2. 不測時とする判断は日本ライオンズの決定、ガバナー協議会の協議内容に沿いながら複合地区YCE委員会として判断し、ガバナー協議会に報告し、連携を取る。

【2】キャンセル決定後

1. 派遣生について

- ① 不測の事態により中止になった場合の派遣生については、派遣生が希望する限り、MD337として次回の派遣時に優遇する。優遇期限は次回の開始から2年間とする。
* 派遣時の年齢については受入れ国の方針によるが、MD337としては出来る限り優遇されるよう交渉する。 例) 中止時21歳で翌年22歳になる場合
- ② 派遣先は中止時の派遣地を基本とする。状況によって出来得る範囲での調整も有る。
(派遣先変更、冬期、夏期の変更等)
- ③ 地区主催のオリエンテーションについての対応は地区に一任する。
但し、日本レベル、複合レベルで申し合わせがあった場合はその申し合わせに沿う。
- ④ 中止の連絡は日本レベルだけでなく、複合地区としても文書を発信する。
派遣生や保護者への説明会等、詳細については地区の対応とする。
- ⑤ 中止になった場合の次回のプログラムについてはプログラム主催となるMDからの決定通知を待つ。

基本は日本ライオンズのYCE委員会にて協議され決定される通り。

日本ライオンズYCE委員会 → MD337YCE委員会 → 337準地区YCE委員会

- ⑥ 共通経費については状況によりMD337YCE委員会で協議し、決定する。
- ⑦ 派遣生に発生する旅費キャンセル料についてはMD337YCE委員会で協議し、決定する。
ガバナー協議会にも報告・要請し、連携を取る。

2. 来日生について

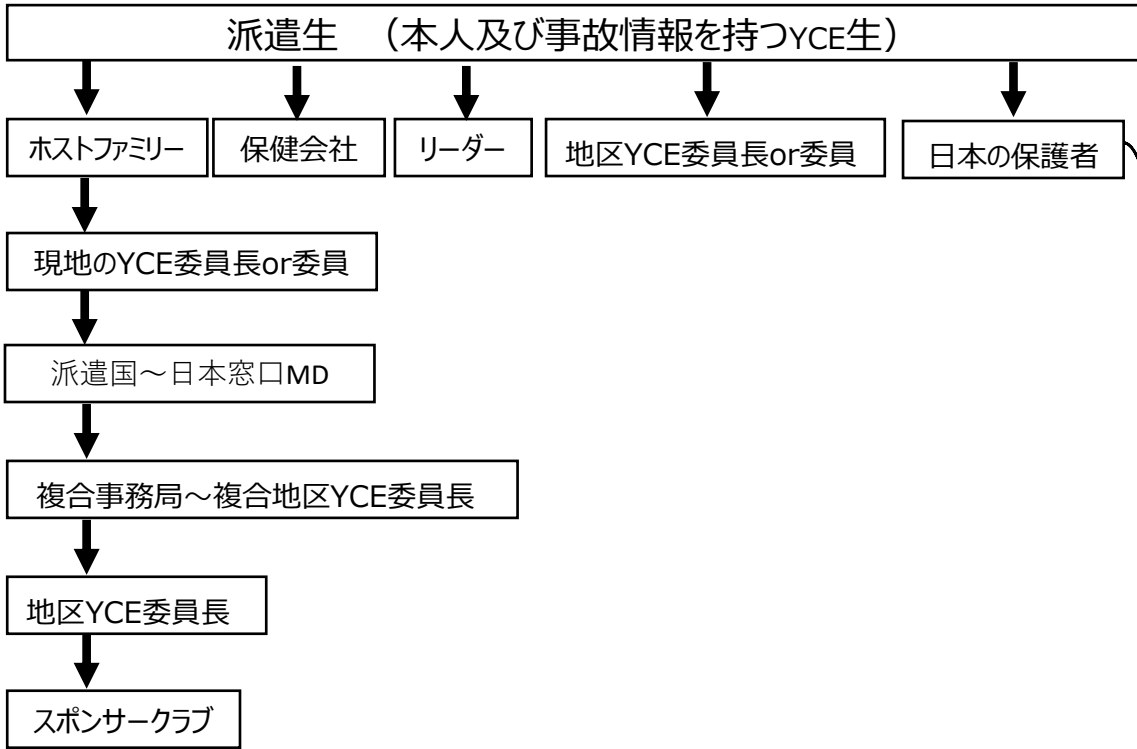
- ① 不測の事態により中止になった場合の来日生については、来日生が希望する限り、MD337として次回の来日時に優遇して受け入れる。
* 来日時の年齢については、MD337としては出来る限り優遇して受け入れる。
例) 中止時21歳で翌年22歳になる場合
- ② 来日生に発生するMD337負担分旅費のキャンセル料についてはMD337YCE委員会で協議し、決定する。ガバナー協議会にも報告・要請し、連携を取る。

3. 改正について

本規定の改正は必要に応じ、MD337YCE委員会で協議の上決定し、ガバナー協議会の承認を得て、施行する。

4. 本規定は2020年7月1日より施行する。

現地で派遣生が緊急事態に遭遇した時の連絡方法

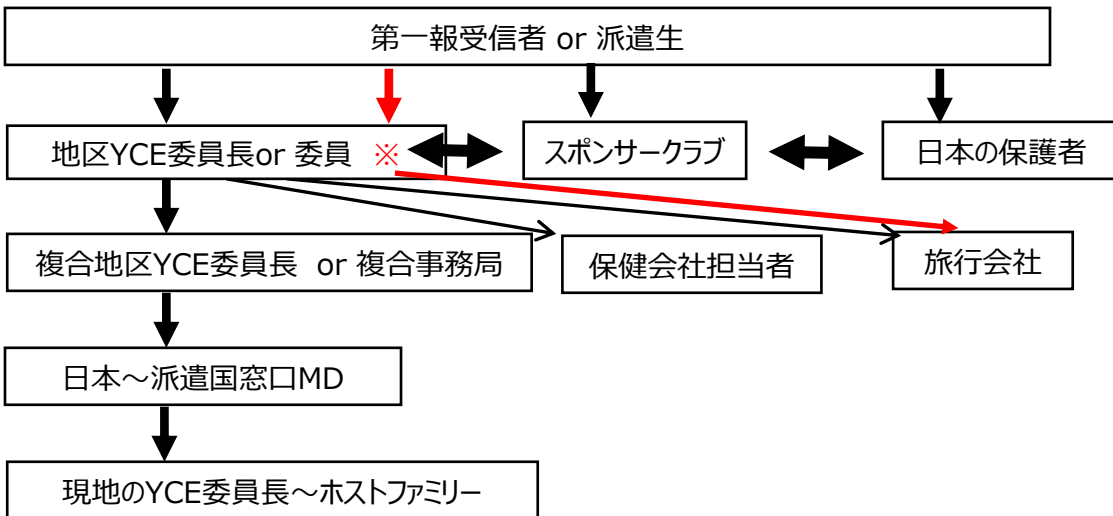


現地の事故関係の掲載した新聞等を収集する。

帰国後にスポンサークラブを通じて 地区YCE委員会へ提出

空港で派遣生が緊急事態に遭遇した時、 日本に緊急連絡が入った場合の連絡方法

4



※空港での緊急時として、派遣生より地区の委員長に連絡がつかず、他地区の委員長に連絡が入った場合は、連絡を受けた地区の委員長が派遣生地区の委員長の代理として指示を出す。旅行会社にも連絡を取る。24時間体制。

① 第1報受信者

すぐにスポンサークラブか地区YCE委員長に連絡

② スポンサークラブ

すぐに保護者と所属の地区YCE委員長に連絡

③ 地区YCE委員長

すぐにスポンサークラブと保護者に連絡

複合地区YCE委員長に連絡し、複合窓口を通して現地との連絡をとれるようにする。

④ 保護者

不在時の通信先、第二連絡先を決めておく。

派遣生に事故が発生した場合、

① 緊急事態の第一報は何処から、どんな方法で誰の所に入るか分からない。

緊急時の通信図を参照にして対処する。

② 地区YCE委員長・YCE委員は、直ちに地区ガバナー・幹事に報告する。

③ 地区ガバナー・幹事に連絡後・対策室をつくる。

メンバーは 地区幹事・YCE委員長・派遣生の担当地区YCE委員・スポンサークラブ会長・幹事・家族。

④ 地区YCE委員長は複合地区YCE委員長に報告を行い、場合によっては対策室に参加を求める。

⑤ 家族参加が困難な場合、担当地区YCE委員が家族宅に出向く。

⑥ 旅行保険会社に連絡を取り、災害地区に行く準備を行う。

⑦ 対策室の判断で現地に行くとなった場合

現地に行くかどうか、派遣生の帰国の最終判断はスポンサークラブと保護者に一任する。

⑧ 地区YCE委員長はYCE事業の責任者としてホストクラブまたは旅行会社から救助の要請があった時、

直ちにスポンサークラブに連絡を取り、救援者の渡航手配をすると共に救援に同行する。

同行出来ない場合はYCE委員又は担当副幹事が代行する。

⑨ 派遣生が女性の場合は救援者に女性が行くことを考慮する。(特に家族が行けない場合)